

「Biz 安否確認/一斉通報 ビジネス d 安否確認」利用規約

総則

第1条 規約の制定目的

NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」）といいます。）は「Biz 安否確認/一斉通報」のビジネス d 安否確認に関する利用規約（重要事項説明書、別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「Biz 安否確認/一斉通報 ビジネス d 安否確認」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいいます。
- (2) 本サービスの提供機能は、別紙「重要事項説明書」において定めるものをいいます。
- (3) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する「ご利用案内」に記載する「利用開始日」をいいます。
- (4) 提携事業者とは、本サービスの全部または一部を構成する機器・設備またはサービスを当社に供給する事業者をいいます。

第6条 本サービスの種類

本サービスで提供されるサービスプランは、下記に定めるとおりとします。

- ・ Biz 安否確認/一斉通報 ビジネス d 安否確認 ベーシックプラン

契約

第7条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

(7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第8条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第9条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社は

その責任を負わないものとします。

第10条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第11条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web 等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第12条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第 16 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第 7 条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者に通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急またはやむを得ない場合
- (2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3 当社は、第 15 条（利用中止）(7)第 15 条(7)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのこ

とを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第13条 プラン変更の手続き

本サービスから当社の「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」で定める「通常プラン」へとプラン変更する場合、「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」に同意の上、当社所定の方法により申込むものとします。

2 前項において、契約者が、本サービスで当社が契約者へ付与した団体コードを、当社所定の書式へ記載して申し込んだ場合に限り、本サービスで使用している保存データは「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」で定める「通常プラン」へ引き継ぎます。

第14条 プラン変更後の利用料金

前条により本サービスから「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」で定める「通常プラン」へプラン変更する場合、「通常プラン」の利用に際して契約者が当社に支払う利用料金は、「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」の定めに従うものとします。ただし、「通常プラン」の契約成立日が本サービスの利用開始日を含む月の翌月以降である場合、「Biz 安否確認/一斉通報 利用規約」第 21 条（利用料金と支払）第 8 項の定めに関わらず、「通常プラン」の提供を開始した日を含む料金月から起算して、「通常プラン」の利用料金の支払いを要するものとし、日割り計算は行いません。

2 前項の定めを除き、「通常プラン」へのアップグレードにかかる変更費用は発生しません。

利用中止等

第15条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

- (1) 毎月第 1、第 3 日曜日の 23 時から翌朝 6 時までの定期システムメンテナンス日。
- (2) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。
- (3) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (4) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (5) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (6) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。
- (7) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。

(2) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

料金等

第18条 料金

本サービスの料金は、別紙に定めるところによります。

第19条 料金の支払義務

契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要するものとし、日割計算はしないこととします。支払期日は、請求書記載の支払期限までとします。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

3 物価の上昇、経済事情の変動等により別紙に定める料金等が不相当となった場合、当社は、第4条（本規約の変更）にしたがい、その料金等の変更を実施できるものとします。

第20条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払

がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

データの取扱い

第21条 データに関する責任

第 26 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第22条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写または複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセスまたは利用しないものとします。

3 当社は前項に加え、保存データおよび生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

(1) 利用する情報：本サービスの操作ログ情報（本サービスへのアクセス情報、管理サーバへのリクエスト内容ならびに他の類似情報）

(2) 利用する目的：サービス改善、最適化および故障原因の解析

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

第23条 データの利用

当社は、以下に定める情報を以下の目的の範囲内で利用することがあります。

(1)利用する情報：本サービスの操作ログ情報（本サービスへのアクセス情報、管理サーバへのリクエスト内容ならびにほかの類似情報）

(2)利用する目的：サービス改善、最適化および故障原因の解析、新サービスの開発

第24条 データの削除

当社は、第 28 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 11 条（契約者が行う本契約の解約）または第 12 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、または期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データ

の削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

第25条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任を負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データおよび生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データおよび生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データおよび生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データおよび生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データおよび生成等データは修復しません。

損害賠償等

第26条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスにかかる月額定額料金（料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分にかかるものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

雑則

第27条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっ

ている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

5 当社は、本サービスにおいて契約者に提供される情報（情報配信状況などを含むがこれに限りません）および保存データの有効性、正確性、及び完全性を保証しません。

6 契約者は、本サービスから配信された電子メールおよびスマホアプリ向けのプッシュ通知が、当社の責によらず利用者に到達しない、または遅延する場合が有り得ることを承諾し、当社は契約者に対し、これらにより発生した紛争及び損害について当社の故意・重過失の場合を除き責任を負いません。

第28条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第29条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第30条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
- (8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

(10) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスを利用するための団体コード、ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者は、本サービスを利用する上で登録が必要な情報（住所情報や電子メールアドレス等）を正しく登録する義務があり、責任をもって適切に管理するものとします。

6 契約者は、本サービスを使用するにあたり、事前にサイトの URL、保存データをバックアップしてから本サービスを利用するものとします。

7 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等・保存データの変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

8 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第31条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

(2) 故障予防または回復のため必要な場合

(3) 技術上必要な場合

(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第32条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第33条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

(5) その他、当社または正当な権利を有する第三者の知的財産権を侵害しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第34条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）および「アプリケーションプライバシーポリシー」（https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/ap_policy.html）によります。

第35条 通信ログの取扱い

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があり、契約者はこれに同意するものとします。

第36条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第26条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第37条 承諾の限界

当社は、第 7 条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第38条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第40条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

第41条 非保証

当社は契約者に対し以下を保証するものではありません。

- (1) 本サービスが他人の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスが契約者の期待通りの性能・品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと。

第42条 輸出規制

契約者は本サービス及び本サービスに使用されている技術（以下「本サービス等」といいます）を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易その他の日本国の輸出関連法規ならびに米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの放棄を遵守するものとし、ならびに本サービス等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。

2 利用者は本サービス等を、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

第43条 協議

本サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社で誠意をもって協議し解決するものとします。

附 則（2024 年 8 月 14 日 C A S 3 サ 000400001496-01 号）
（実施期日）

この規約は、2024 年 8 月 19 日から実施します。

附 則（2025 年 6 月 16 日 C A S 企第 000400007070-01 号）
（実施期日）

この改正規定は、2025 年 7 月 1 日から実施します。

別紙 Biz安否確認/一斉通報 ビジネスd安否確認 ベーシックプラン ご利用料金表

＜ご利用料金に関する注意事項＞

- ・契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要するものとし、日割計算はしないこととします。
- ・本サービスを利用開始した最初の月の利用料金は、無料とし日割り計算はしません。
- ・契約終了日を含む料金月の月額料金についても、日割り計算を行わず、当該料金月の1か月分の月額料金を請求します。
なお本サービスを利用開始した日を含む料金月に契約終了した場合は料金請求を行いません。
- ・最低利用期間はありません。

■ 初期登録費用

項目	価格	課金単位	備考
ベーシックプラン 初期登録費用	税抜0円（税込0円）	団体コード 単位	—

■ 月額料金

ID数	価格	課金単位	備考
10～200,000	税抜1,000円（税込1,100円）/月	10ID単位	・お申し込み単位は10IDとなります。 ・1IDあたり税抜100円（税込110円）となります。 ・こちらのプランは200,000IDまでしかご利用できません。

■ 変更費用

項目	価格	課金単位	備考
ベーシックプラン 変更費用	税抜0円（税込0円）/月	団体コード 単位	・ID数の増減変更による費用
「ビジネスd安否確認 ベーシックプラン」 から 「Biz安否確認/一斉通報 通常プラン」 への変更	税抜0円（税込0円）/月	団体コード 単位	・プラン変更をご希望の場合、その旨をお問い合わせ窓口（BCMヘルプデスク）にご連絡ください。 ・解約時には変更費用は必要ありません。 ・「ビジネスd安否確認 ベーシックプラン」で設定されたお客さまの情報は、そのまま「Biz安否確認/一斉通報 通常プラン」に継承します。 ・プラン変更後の各種費用は、変更後のプランの料金表を適応いたします。ただし「Biz安否確認/一斉通報 通常プラン」の利用開始月は無料となりませんので、ご注意ください。 詳しくはBiz安否確認/一斉通報 ビジネスd安否確認 利用規約 第14条（プラン変更後の利用料金）をご確認ください。 ・「通常プラン」への変更と同時にID数の変更、オプションの追加があった場合の変更月の基本サービスおよび、オプションの料金は、「通常プラン」の料金を適応いたします。 ・契約者情報（担当者名・連絡先・請求書の送付先等）の変更に伴う変更費用は必要ありません。 ・団体管理者の変更は、プラン変更後、お客さまご自身で変更ください（費用は必要ありません）。